

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 令和元年9月11日(水)
午後1時開会, 午後3時01分閉会
場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 付託された議案の審査
 - ① 議案第89号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ② 議案第91号 土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
 - ③ 議案第92号 土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について
 - ④ 議案第93号 令和元年度土浦市一般会計補正予算(第4回)～第1表歳出中第3款(民生費), 第9款(教育費)
 - ⑤ 議案第94号 令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)
 - (2) 付託された請願・陳情の審査
 - ① 新規分
受理番号10 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」
 - (3) 各課からの報告
 - ① 文化・芸術関連の行事について
 - ② 令和元年度「ヒューナックアクアパーク水郷」の入場者数等について
 - 4 各種委員会委員の選出
 - ア 土浦市民生委員推薦会委員 2名
 - 5 閉 会

出席委員(8名)

委員長 福田 一夫
副委員長 矢口 勝雄
委 員 田子 優奈
委 員 奥谷 崇
委 員 目黒 英一
委 員 塚原 圭二
委 員 下村 壽郎

委員 鈴木 一彦

欠席委員 (なし)

説明のため出席した者 (23名)

教育長	井坂 隆
教育部長	羽生 元幸
教育委員会参事	菊地 正和
教育総務課長	平井 康裕
学務課長	元川 宏
文化生涯学習課長	中澤 達也
スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	中山 弘
第一学校給食センター長	沼崎 俊明
第二学校給食センター長	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	菊田 宏巳
健康増進課長	塚本 浩幸
療育支援センター所長	直井 洋明
つくしの家所長	中村 孝一

事務局職員出席者

係長 小野 聡

傍聴者 (なし)

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。それでは、協議事項、付託された議案の審査に入ります。議案第89号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 議案第89号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。議案書23ページをお願いいたします。また、保健福祉部資料1ページをお願いいたします。改正の理由等につきましては、保健福祉部資料により説明させていただきます。1改正の理由につきましては、国の施策により、本年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、子ども・子育て支援法の一部改正など、関係法令が整理されることから、本条例について一部改正するものです。2改正の内容としては、教育・保育の無償化に関する所要の改正です。(1)の幼児教育・保育の無償化に関する規定の整備について、無償化となる対象者は、教育認定子ども1号、満3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用の場合になります。保育認定子ども2号、3歳児クラス以上保育所・認定こども園・一時預かりを利用の場合、認可外施設等を利用の場合が対象となります。この他、住民税非課税世帯の保育認定子ども、0～2歳児クラス、保育所・認定こども園、地域型保育施設等を利用の場合となります。また、無償化後になりますが、保護者の負担する経費があります。特定教育・保育に必要な物品や行事への参加に要する費用、食の提供に要する費用があります。ただし、年収360万円未満相当世帯。また第3子以降は副食費を免除されます。(2)の特定地域型保育事業者等の連携施設に係る基準の一部を緩和するための改正については、代替保育について、連携施設以外の事業者から確保できる等の要件の規定、連携施設を確保しないことができる経過措置の延長をするものです。(3)用語の整理につきましては、従来の認定と区別するため、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正する等の用語の整理をします。2ページから29ページは、新旧対照表でございます。29ページをお願いいたします。4施行日は、令和元年10月1日です。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 質問はありますか。

○**下村委員** 国で間違いが発生したと40何カ所あったと報道されましたが、あれに関係しているのでしょうか。

○**藤井こども福祉課長** 後から配らせていただきました正誤表があるかと思いますが、土浦市の条例に関係するものはこの正誤表のみとなります。

○**下村委員** 保健福祉部資料の1ページ(2)特定地域型保育事業者等の連携施設に関わる基準の一部を緩和するための改正の中に、代替保育とかいろいろあるんですけど、連携施設を確保しないことができる経過措置の延長ということで、延長していくと連携施設がなくてもやってくれるということになっていって、延長されている最中で施設が運営できなくなってしまうたら、入園している園児はどのようにしていくのか。

○藤井こども福祉課長 そのような場合はまず市に相談があると思いますが、利用できる施設を紹介していくことになると思います。

○下村委員 そのようなことが考えられるのだろうけれど、先に相談があるであろうという想定ですね。新聞でも報道されましたけれど、突然やらなくなった場合は考えていらっしゃいますか。

○藤井こども福祉課長 そのような場合にもまず市に相談があると思いますので、こども福祉課で利用できる、空いている施設をまず確認しまして、保育ができるようにしていきたいと思います。

○田子委員 改正の内容の(1)の中で食事の提供に要する費用の部分で、年収360万円未満相当の世帯とありますけれど、未満世帯の数というのはつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○藤井こども福祉課長 保育所・認定こども園の方では、約30%くらいと想定しております。また、未認可の幼稚園に関しては25%くらいと想定しております。平均しますと約27%くらいになると思います。

○福田委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは、採決をいたします。議案第89号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【異議なしとの声】

○福田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第89号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。

○福田委員長 次に、議案第91号土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 議案書につきましては、議案NO. 1の43、45ページになりますが、文教厚生委員会資料で説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本年10月より幼児教育の無償化が開始となりますことから、市立幼稚園2園土浦幼稚園・新治幼稚園の在園児の保護者に対する保育料、及び預かり保育料の規定につきまして、土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、資料2ページから5ページの新旧対照表をお願いいたします。こちらに記載のとおり、見出しの追加や読み替え箇所の特記、字句の修正の他、保育料無償化に伴い、第3条から第11条までの保育料の徴収、納入、返還などに関する規定を削除いたしまして、同範囲内の預かり保育料の徴収、返還などに関する規定を、第2条第2項以降に加えて整理いたしますとともに、第12条の委任に関する規定を第3条に繰り上げるものでございます。改正案文は、議案NO. 1の45ページのとおりでございます。本条例の施行日につきましては、令和元年10月1日からの施行となります。なお、幼児教育の無償化により保育料を無償と

いたしますことや、保育の必要性が認められる場合に、月額11,300円を上限として預かり保育料を無償とする手続き等につきましては、別途、土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の改正を行う予定でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第91号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声】

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第91号土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正については、原案どおり決しました。

○**福田委員長** 次に、議案第92号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 議案書の47ページから54ページとなりますが、本日の委員会資料でご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。委員会資料の6ページをお願いいたします。土浦市民会館については、現在、大規模改造工事を実施しているところでございますが、工事完了後は施設・設備が更新されますことから、利用料金を改め、合わせて条文についての一部修正を行うため、本条例を改正するものです。改正の内容でございますが、主に3つございます。1つ目は、利用料金の値上げ及び外税から内税10%とする変更でございます。2つ目は、減免基準の明確化を図るための基準を規定するものです。3つ目は、第7条と14条について、文言の修正を行ったものです。詳細につきましては7ページから11ページの新旧対照表に明記してございます。施設に係る利用料金の値上げについてでございますが、県内文化ホールの利用料金などと比較検討し、大ホールと会議室などにつきましては、賄い率を基に、現行料金よりも15%、小ホールにつきましては、30%の増額となっております。また、附属設備の現在の料金は、他市と比較して照明設備で約1.9倍、音響設備で約1.4倍と土浦市の方が高い状況であることから、消費税増額分のみ価格改定となっております。なお、リニューアルオープンは、令和2年5月24日、日曜日を予定しております。市民会館の利用許可申請は、6ヶ月前から予約ができますので、今回の9月議会に条例の一部改正を上程するものです。施行日は、市規則で定める日となります。なお、事前委員会において、緞帳のクリーニング費用は、いくら位かかるのかとのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。緞帳のクリーニングにつきましては、クリーニング及び修繕と、防災加工を施す工費に保管料を含めまして、およそ570万円でございます。クリーニング、修繕、防災加工を行う直工費が288万円、倉庫保管料が350万円、合計638万円でございますが、これに落札率を掛けますと570万9,000円となります。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

○**田子委員** 事前委員会の時に市民会館のネーミングライツスポンサーの募集について

説明をいただいたんですけど、市民会館に対して400万円のスポンサー料を入れていただくという、これが契約がまとまればだと思んですけど、これがあるにもかかわらず、利用者の利用料金の部分を値上げするというのは、私は納得できないんですけど。値上げの理由をもう一度教えていただけますか。

○中澤文化生涯学習課長 一番の値上げの理由は、施設の耐震化、それと大規模改造の部分で、大きな費用がかかっております。先ほどの説明の中で、県内文化ホールの利用料金と比較させていただきました。代表的なのがつくばのノバホールでございまして、賄い率が38%でございます。土浦市は現行で30%とちょっと低い状況でございますので、つくばノバホールの賄い率と同等の38%を目指したものでございます。またこの利用料金の値上げにつきましては、ネーミングライツの400万相当の分を引いて、なおかつ賄い率が同等という部分まで基準を設けての値上げです。

○鈴木委員 ノバホールに近づきたいというのはわからなくもないのですが、実際できあがったものが、ノバホールと同等のものであれば話もわかるのだけど、できあがったものがわからない以上、ノバホールと比べていいのかという気がするのだけど、その辺の議論というのは執行部内であったのですか。

○中澤文化生涯学習課長 市民会館の利用料金に関しましては、現行部分でも十分高い料金であったと言うことがありますけれど、賄い率は公共施設を運営して行くにあたり、人件費や光熱水費など経費がかかるものですから、その経費を市民会館を利用する人たちに、応分の費用負担を求めるということですので、やむを得ないと考えております。

○鈴木委員 理由としてノバホールではなく、市の負担を考えてそういうふうになったと考えるとよろしいですね。

○中澤文化生涯学習課長 それももちろんでございます。

○塚原委員 (2)の減免基準を規定してあるんですけど、利用料金を減免または免除に改め、あらかじめ市長の承認を得た基準に改めるとありますが、承認を得た基準というのは。

○中澤文化生涯学習課長 文言のとおり市長の承認を得た基準でして、減免にどのようなものがあるという細かい基準まではありません。

○塚原委員 減免するのに基準としてこういうのが減免の対象だよとかの文章は特にないと。

○中澤文化生涯学習課長 学校教育とか学校授業とかで利用する場合については減免という風なものはございます。その他については産業文化事業団に委託しておりますので基本的には利用料金を取るということでございます。

○塚原委員 文章に書いてあるものは特に無いということだよ。基準というのはこういう基準だよとかそういうのは特に無くて。

○中澤文化生涯学習課長 資料の8ページですけど、規則に基づいて減免する規定に変更するというので変更させていただいております。

- 塚原委員 その規則はどこにあるの。規則というか基準。学校教育とか、いわゆるミュージックフェスティバルとかやってますと、今までは鑑賞の集いだったけれど、そのときは減免するよと。それはだいたいわかる。ただこういう基準があるから、その基準に対してこういう風に減免していくんだと、うたわれているものがどこかにあるのかな。
- 中澤文化生涯学習課長 うたわれたものは特にはございません。
- 下村委員 利用料金の減額または免除について、10条で指定管理者はあらかじめ市長の承認を得た基準に従いと書いてあります。減額または免除については、指定管理者が市長の承認を得たという基準で、利用料は市が定めるわけですか。わざわざこう区別することが必要なかわからないんですけど。
- 中澤文化生涯学習課長 指定管理者が特に必要があると認めるときから、あらかじめ市長の承認を得た基準という風に入れ替えたわけでございますけれど、指定管理者がどの範囲での判断になるということもあったものですから、市長の承認を得た基準というフラットなものに変えた方が良いでしょう。
- 下村委員 利用料金は市の方で決めているわけでしょ。ですから市の方できちっと出してしまえば、市長の承認を得た基準という文言はいらないのでは。なんか難しくしちゃってる。塚原委員がおっしゃるようなときは減免するという文言を入れてしまえばいいんじゃないかと。そういうのができるのかできないのかご検討いただければ。
- 中澤文化生涯学習課長 今後検討してまいります。
- 鈴木委員 ここに規則って書いてあるんだから、文化事業団とかに文章化されたものがあるかどうか今でなくてもいいから確認できないのかな。現場ではありますよとかかもしれないし。
- 中澤文化生涯学習課長 はい。
- 福田委員長 関連なんですけど、今の減免もしくは免除というのは、土浦市の施設ごとの規則になるのですか。ございましたら後ほど結構ですので提出をお願いいたします。他にございますか。
- 目黒委員 7条の(2)(3)に付け加えられているのですが、あえて付け加えた理由とか前例があるのですか。
- 中澤文化生涯学習課長 土浦市図書館条例がこのようになっておりまして、同様にした方が良いでしょうと文書法制係と相談しました。
- 鈴木委員 今ので思い浮かぶのは成人式なんですけど、それにはこれは該当していなかったと市は認識しているんですね。
- 中澤文化生涯学習課長 イベントとして市が主催しておりますので、もし暴力等の行為があった場合は警察なども来ていますので、警察の方で対処していただくと思っております。
- 鈴木委員 今後文言が追加されたことによって、成人式が有る無いという議論が出てくるんでしょうけど、可能性によっては成人式が市民会館を使えないということもあ

るんでしょかね。

○**羽生教育部長** こちらの第7条は利用の不許可という部分でありますので、これはあくまでも利用者というか、今回成人式は市が利用者になっているわけなので、集団的に、特に暴力的な行為を行う組織というのとは違い、借りる側の条文となっておりますから、今回の成人式はあたらないかなと思っております。

○**下村委員** 例えばこの料金を上げるという話は、先ほど理由はわかったんですけど、指定管理者がやっているわけですよ。今まで運営できないような料金だったのか。今度大規模改修でお金がかかったから、利用料金にその分を上乗せしたことで昨年との差額が出るわけですが、その差額は一般会計に繰り入れるのですか。それともここで使ってしまうのでしょうか。

○**中澤文化生涯学習課長** 産業文化事業団の歳入ですが、精算して一般会計に入ってきます。

○**下村委員** わかりました。精算をして一般会計に繰り入れるのですね。産業文化事業団も結構な金額があるのだから、それなりの運営はできるはずなので。たぶん差額が出るんだろうと思うんですよ。その差額は精算して満額一般会計に繰り入れになるのかならないのかわかりませんが、そういう努力をすることが大切なので、部長からも課長からもそのようなご指導を、お話ししていただければと思います。

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第92号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声】

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第92号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。執行部より順次説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）につきまして、ご説明させていただきます。説明につきましては、議案書でご説明をさせていただきます。議案書2の66ページをお願いいたします。真ん中の箱、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。次の議案であります介護保険特別会計の中でご説明申し上げますが、本年10月の消費税率引上げにより介護報酬等が改定され、現在使用している介護事業所台帳管理システムの改修が必要となります。その財源としまして、事業費の2分の1が一般会計からの繰出金となっておりますので、4万4,000円を繰出すものです。説明につきましては以上です。

○**加藤障害福祉課長** 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）障害者自立支援給付費支援事業についてご説明いたします。説明につきましては、議案書でさせていただきます。議案書2の66ページをお願いいたします。3目障害福祉費20節扶助費につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育の無償化に伴い、就学前の障害児の児童発達支援においても、利用者負担金が無償化となり、無償化の財源措置は、障害児入所給付費等国庫負担金の中での対応となるため、障

害児給付費の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上となります。

○藤井こども福祉課長 児童福祉費について、説明させていただきます。議案書66ページをお願いいたします。保健福祉部資料32ページをお願いいたします。説明は、議案書でさせていただきます。4目母子父子福祉費20節扶助費は、高等職業訓練促進給付金等事業について、国の制度改正があり、支給期間の延長及び支給月額が増額されたことから、給付費の増額補正をお願いするものです。改正内容としましては、養成機関における課程の修了の最後の12ヶ月について、4万円増額し、支給期間を最長3年から4年に延長するものです。増額対象者は、現在の受給者10名のうち5名が対象となりますので、216万円の増額となります。補助率は、国4分の3、市4分の1でございます。

次に、5目保育所費、6目私立保育園費は、本年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることから、所要の補正をお願いするものです。

事業概要については、保健福祉部資料により、説明させていただきます。34ページをお願いいたします。2事業概要の(1)対象者・対象範囲等になりますが、①の幼稚園、保育所、認定こども園等については、3歳から5歳の子どもについては、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等の利用料を無償化します。また、新制度に移行していない幼稚園は月2万5,700円まで無償とします。なお、食材料費、副食費は保護者負担継続となりますが、低所得世帯の副食費は免除します。また、0歳から2歳の住民税非課税世帯も対象となり無償化します。②の幼稚園の預かり保育については保育の必要な子どもについて、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額1万1,300円まで無償とします。③の認可外保育施設等につきましては、3歳から5歳の保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額月3万7,000円まで無償とします。また、0歳から2歳の保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯子どもを対象として月4万2,000円まで無償とします。なお、対象者数は、3歳から5歳の子どもは約2,900名、0歳から2歳の住民税非課税世帯子どもは約200名、合計3,100名と試算しております。(2)実施時期については、本年10月1日でございます。(3)財源等については、今年度の経費は国が臨時交付金により県と市の分も負担します。なお、臨時交付金については、財政課の補正予算として計上しております。来年度以降の負担割合は、一部を除いて、国2分の1、県と市が各4分の1となっております。ただし、公立施設は市の10分の10です。議案書66ページにお戻り願います。6目私立保育園費の11節需用費は、無償化に関連する消耗品やガイドブック作成の費用です。12節 役務費は、無償化に伴う郵便費用です。13節委託料の・民間保育所入所児童委託料は、副食費が各施設での徴収になりますので、その分、市から支出する委託料は減額となるものです。副食費が免除となる者もいますので、その分増額になりますが、徴収する対象者が多数のため、差し引きすると減額となります。電算委託料については、システム改修の費用です。67ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の補助金は、副食費補足給付事業費補助金で、新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する副

食費免除者に対する予算の計上です。20節扶助費について、認定こども園施設型給付費、1号教育認定分の増は、認定こども園の1号認定児童の無償化に伴い、給付費を増額するものです。認定こども園施設型給付費、2・3号保育認定分の増は、認定こども園の2・3号認定児童の無償化に伴い、給付費を増額するものです。認定こども園利用給付費、預かり保育事業分の増は、認定こども園で預かり保育を利用する児童の無償化に伴い、給付費を増額するものです。地域型保育給付費、小規模保育、2・3号保育認定分の増は、小規模保育を利用する児童のうち、3号非課税世帯分の無償化に伴い、給付費を増額するものです。私立幼稚園利用給付費、保育料分は、私立幼稚園を利用する児童の無償化に伴い、給付費が生じるものです。私立幼稚園利用給付費、預かり保育事業分になります、は、私立幼稚園で預かり保育を利用する児童の無償化に伴い、給付費が生じるものです。認可外保育施設等利用給付費・一時預かり利用給付費は、それぞれを利用する児童の無償化に伴い、給付費が生じるものです。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平井教育総務課長 9款教育費でございます。議案書69ページにてご説明させていただきます。9款教育費3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費につきましては、土浦第4中学校のプールの配水管腐食におきまして、プールの水が抜けて底面の防水シートが露出し、防水シートに亀裂が生じた状態が確認され、漏水による地盤沈下の可能性もあることから、今年度、地盤沈下の状況調査を含めました詳細設計及び実施設計を行った結果、配水管の新設工事及びプール防水シートの改修工事費が確定したことから、工事請負費について増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○元川学務課長 議案書議案の68ページ、一番下の表をお願いいたします。現在、上大津地区小学校の適正配置について、上大津地区小学校適正配置検討委員会において協議・検討を行っているところでございますが、最終提言をまとめるに当たり、協議が難航しており、また、現在の案について、埋蔵文化財包蔵地等の解決すべき課題も出てきている状況でございます。つきましては、最終提言に向けて、適正配置の合理性や効率性、確実性を確保する必要があることから、専門的な視点や分析などによる協議・検討が行えるよう、資料作成等を業務委託させていただきたいと存じます。つきましては、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料について、上大津地区小学校適正配置検討委員会資料作成委託料といたしまして、190万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、69ページをお願いいたします。中段と1番下の2つの表になりますが、子ども・子育て支援法の一部改正により、本年10月から開始されます幼児教育の無償化に伴いまして、市立幼稚園2園における10月分以降の保育料、及び、給食費のうち、おかず等の副食費の免除分が、歳入減となりますことから、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、及び、9款教育費、6項保健体育費、6目学校給食費につきまして、財源内訳が変更となるものでございます。説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。ご質問等ありますか。

- 田子委員** 高等職業訓練促進給付金について、事業概要の中で、ひとり親家庭の父又は母とありますが、この規定は離婚又は死別をされているひとり親の方だけなのか、もしくは未婚の父母も対象になるのかを伺いたい。
- 藤井こども福祉課長** この事業の要点としましては、ここに書かれているとおりひとり親家庭の父又は母となっております、未婚の方も対象となっております。
- 田子委員** 障害者自立支援給付費支援事業をお伺いしたいのですが、子ども・子育て支援法で就学前の子どもたちの利用者負担を無償化ということですが、こちらは国から全額、本年度無償というわけではなく、市からも本年度から歳出するのでしょうか。
- 加藤障害福祉課長** 障害児の場合の無償化の方は、障害児のサービスの利用料と同じような給付で出すということなので、こども福祉課のように別な予算立てで補助費が入ってくるわけではない、現行のサービス料の中で賄います。現行の自立支援給付費を増額して対応していきたいということで増額補正となっております。
- 下村委員** 幼児教育・保育の無償化について。初年度は全額国費負担ということで、その後の割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1というところで、これ来年からは無いんですよね。4分の1負担となると、無償化後の市の負担は結構な金額を市で負担する訳ですよね。来年おおよそどのくらい。
- 藤井こども福祉課長** 議案書の62ページの歳入の一番上の箱に子ども子育て臨時交付金で、財政課の方で検討していただいているものなのですが、今年国の方で県と市を見てくれるということで入ってくる金額になりますが、こちらと保育料を無償化するにあたりまして、国の基準の保育料と、市で決めている保育料がありまして、今回国の方から入ってくる分につきましては、国の基準でくれるということになっておりまして、その分の保育料の差額は4、200万程度と想定しております。その分がありますのでそちらを引かせていただきまして、積算することになりますが、2億4、000万が半年分となりますので、それが県と市の分となりますので、一年にするとだいたいこの倍くらいということになります。先ほどの保育料の差額を引きまして、2億前半となると思います。
- 下村委員** いわゆる消費税の増税によって国でも無償化に使うわけだから、地方にも回ってくる。その分が有るんですよね。たぶん。
- 藤井こども福祉課長** 国でそのような見解を示しております。
- 福田委員長** 高等職業訓練促進給付金等事業についてですけど、資料で対象資格が、看護師、介護福祉士、保育士等々となっておりますが、この他に対象資格というものはあるのでしょうか。
- 藤井こども福祉課長** 今資料を持ってきておりませんがありませんか。
- 福田委員長** 最長4年になるわけですよね。4年の養成期間というのはどういう学校になるのでしょうか。
- 藤井こども福祉課長** 看護師は該当すると思います。
- 福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第93号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声】

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第4回)は、原案どおり決しました。次に、議案第94号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 議案第94号「令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)」につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書は71ページから、保健福祉部の委員会資料は、37ページでございます。説明につきましては、議案書でご説明をさせていただきます。議案書の71ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出同額の1億7,453万円を追加し、総額を115億7,033万9,000円とするものでございます。77ページの3歳出をご覧ください。今回補正をお願いします1つ目の事業は、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節使用料及び賃借料です。本年10月の消費税率引上げにより介護報酬等が改定され、報酬単位の変更や新たな加算項目が設けられることから、現在使用している介護事業所台帳管理システムの改修が必要となりました。そのシステム使用料8万8,000円の増額をお願いするものです。その財源につきましては、76ページ 2.歳入の一番上の箱、3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険事業費補助金事業費の2分の1である4万4,000円、3つ目の箱、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金についても同額の4万4,000円の増額補正をお願いするものです。次に2つ目の事業です。平成30年度介護保険事業の決算に伴います精算事業で、介護保険の制度上、毎年第3回定例会に補正をお願いしているものでございます。まずは歳入につきまして、ご説明させていただきます。議案書の76ページをお願いいたします。上から2つ目の箱、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金です。支払基金交付金の介護給付費分については、実績額が見込額を上回ったことから不足分となる357万8,000円が増額交付されるものでございます。4つ目の箱、8款1項 1目繰越金につきましては、平成30年度介護保険特別会計の決算余剰金等で、1億7,086万4,000円増額し、返還金等の財源とするものでございます。

次に、歳出でございます。77ページをお願いいたします。2つ目の箱、4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、平成30年度の支払基金交付金の介護給付費の追加交付分、保険料決算剰余金、及び介護報酬等の返還分について、介護給付費準備基金へ積み立てを行うものでございます。3つ目の箱、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、国・県支出金、及び支払基金交付金について、保険給付額等が見込みを下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。78ページをお願いします。2項繰出金、1

目一般会計繰出金につきましては、市負担分の超過受入れ分を、一般会計に返還するものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。ご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、採決をいたします。議案第94号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○**福田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第94号令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。次に、付託された請願・陳情の審査に移ります。受理番号10教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○**小野議事調査係長** 朗読させていただきます。教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書(案)。学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数の改善などの施策が最重要課題です。また、教職員が余裕を持って学校教育にあたられるようになり、教育の質を高められます。義務教育費国庫負担制度については小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2020年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

○**福田委員長** 委員の皆さんのご意見等をお伺いいたします。よろしいですか。参考に執行部に聞きたいこととかございませんか。

○**鈴木委員** 感想なんですけど、今まで同様の請願が出ているんだけど、今回のが一番文言が整理されていて、すっきりしているんで私はこのまま条件をつけなくていいと思います。

○**下村委員** 私も意見としては、前回までの過激な文章がなくて、非常にまとめられていると感じ取っております。そういう中で小泉政権下の三位一体というのは過去の政権なので今ここで出すものでもなくて、請願としてはこれから先の、前向きな話が欲しいので、小泉政権というのはいらないのではと感じております。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは、受理番号10の請願の採決をいたします。継続意見の方はいらっしゃるでしょうか。

(「いません」の声あり)

○**福田委員長** それでは採決いたします。本請願を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○**福田委員長** 全会一致で本請願は採択とすることに決しました。意見書にて文言の修正等があれば後ほどお願いいたします。

(「委員長一任」との声あり)

○**福田委員長** 続いて、その他に移ります。各課からの報告になります。まず、文化・芸術関連の行事について説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** すみません。先ほど市民会館の条例一部改正のところ、利用料金の減額または免除につきまして、あらかじめ市長の承認のご指摘がありましたが、それについてお答えさせていただきます。このことにつきましては、規則のため総務課にて改正予定となっております。その内容でございますが、条例第10条の規定により、利用使用料を減額または免除することができる場合及び、割合については次の通りとするとございます。読み上げさせていただきます。市内の保育園、認定こども園または学校教育法第1条に定める、学校が保育または教育の一環として使用するとき、こちらが5割減額。指定管理者が自主事業として芸術文化事業の開催や練習準備のために利用するときは全額免除でございます。

○**福田委員長** 今の説明に何かございますか。

○**鈴木委員** 規則があったということで、委員会でも慌てないで確認しながらやっていたらスムーズに行くと思いますので、今後注意してよろしく願います。

○**福田委員長** 他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは文化・芸術関連の行事について説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 委員会資料の12ページをお願いします。例年開催しております、文化・芸術関連の行事について、ご報告させていただきます。1つ目、第48回土浦市文化祭、2つ目、第72回土浦市美術展覧会、3つ目、博物館・「テーマ展」、4つ目、博物館・特別公開「土屋家の刀剣」、5つ目、上高津貝塚ふるさと歴史の広場「第22回企画展」、6つ目、土浦市立図書館・2019図書館フェスの各種事業でございます。期間などは記載のとおりでして、別添でチラシや開催要項をつけていただいております。お時間がございましたら、ぜひご来場いただきたいと存じます。

○**福田委員長** 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

- 福田委員長** 博物館の特別公開「土屋家の刀剣」ですが何振りくらいの展示になるのでしょうか。
- 木塚博物館副館長** 国宝及び県指定重要文化財を中心に7振り程度展示する予定となっております。
- 福田委員長** 図書館長にお伺いいたしますが、図書館フェスですが何かアピール等ございますか。
- 入沢図書館長** 今年まもなく11月末に2周年を迎えますが、おかげさまで8月23日に開館しまして1年9ヶ月で200万人の方にお越しいただきまして、非常にありがたく思っております。2周年を祝うわけではないんですが、毎年秋に図書館まつりというもので、市民の方に本に親しんでいただくことをやっております。今年もその流れで図書館フェスに名前を改めまして2日間開催する予定でございます。各催しとキッチンカーですとか、リニューアルした催しを含めまして11の催しをする予定でございますが、一番ですね、ちょっと珍しいというか土浦駅前ならではの取り組みということで、プレイアトレに入っています「天狼院書店」という今話題になっています体験型の新感書店の三浦社長と、関東最大規模の古書店と言われる「つちうら古書倶楽部」の佐々木代表と、わたくし公立図書館という立場で、駅前を本で賑やかにできないかということでトークショーをやる予定でございます。その他市民、市内を拠点としております、劇団百景社さんにご協力をいただきまして、アルカスの屋上庭園で岸田國士さんの戯曲「屋上庭園」というものを参加者と読みましょと、屋外でやるものですとか、お子さん向けにおはなし会ですとか、ワークショップですとか、大人から子どもまで楽しめるイベントを2日間やる予定ですので、是非とも皆様もお越しいただければと思います。
- 塚原委員** これは何時くらいから。
- 入沢図書館長** 開館時間に合わせまして、朝10時から夕方6時までとなっております。
- 福田委員長** ありがとうございます。他にございますか。
(「なし」の声あり)
- 福田委員長** 次に、令和元年度「ヒューナックアクアパーク水郷」の入場者数等について説明をお願いします。
- 根本スポーツ振興課長** 委員会資料の13ページをお願いいたします。「ヒューナックアクアパーク水郷」の入場者数等の報告でございます。今年は梅雨明けが遅れたことから心配しておりましたが、梅雨明け以降は天候に恵まれ、前年度比9,565人、約14.1%の増という結果で、平成28年のリニューアルオープン以来最高記録となりました。期間は7月13日土曜日から9月1日日曜日の51日間の予定で開場し、雨天により休場が3日ございましたので結果48日間の営業でございました。入場者数等につきましては、表に記載のとおり、合計7万7,586人、5万9,212,320円の入場料収入がございました。なお、一番下に記載のとおり8月11日日曜日には平成28年のリニューアルオープン以来最高の1日当り最高入場者4,

857人を記録してございます。

○**福田委員長** 課長にお伺いしたいのですが、プールの監視員はどういった方がやっているのでしょうか。

○**根本スポーツ振興課長** 監視業務を含めましてビートという会社に委託しておりますので、その中で監視員をお願いしている状況でございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 各課から報告事項があればお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 新生保育所の民間活力導入事業における事業者の選考結果について、報告させていただきます。1の選考結果につきまして、応募は1事業者からありました。選考委員は学識経験者の3名です。選考方法につきましては、申請書類の審査及びヒアリング審査を実施して、基準点を上回った事業者を移管先候補事業者として選考しました。(4)の移管先事業者の提案内容と主な選考理由につきまして、選考された事業者は、社会福祉法人めぐみ愛育会です。烏山5丁目でめぐみ保育園、また、牛久市でも牛久めぐみ保育園を運営しています。移管の手法につきましては、同一敷地内に施設を建て替えるというものです。主な選考理由として、2つの保育所を安定して運営しており、保育の実績が豊富であることから、移管後も質の高い保育が継続できる。子育て支援センターなど、地域に根ざした保育サービスが期待できる。将来的に、老朽化した現在の施設を立て替えることで、保育環境が向上する。などがありました。2の事業の経過及び今後の予定につきましては、本年5月に保護者説明会を開催するなど、事業を進めてまいりました。8月29日に選考委員会を開催し、選考結果を受けて9月6日に事業者を決定いたしました。今後は、10月に三者懇談会を予定しております。移管予定は、令和3年4月です。3のその他桜川保育所の今後の予定につきまして、移管先は、社会福祉法人祥風会です。本年12月には、保育所条例の改正を予定しております。令和2年3月に譲渡契約の締結を行い、4月移管を予定しております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ご質問等有りますか。

○**塚原委員** 老朽化なので建て替えてやるということは、今の敷地の空いているところに建てて旧園舎を壊すということなのか、ある程度閉鎖の時期があるのか、ちょっと教えていただきたい。

○**藤井こども福祉課長** 事業者の計画では新生保育所のある道の反対側に、中学校寄りの方ですが空き地がありまして、そちらの土地を利用して仮設の園舎を建て、建て替えるという計画案でございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは引き続きまして高齢福祉課お願いします。

○**水田高齢福祉課長** お手元に乗り合いタクシージョイフル本田行きのチラシを配布さ

せていただいております。株式会社ジョイフル本田の取り組みを報告させていただきます。はじめに本市では65歳以上の高齢者の通院や買い物の移動手段としまして、土浦地区タクシー協同組合が運営いたしますデマンド型福祉交通のりあいタクシー土浦の利用者に対しまして、年会費の一部を助成して参りました。このたびジョイフル本田では、のりあいタクシー土浦を利用してジョイフル本田に来ていただいたお客様を対象に割引券をお渡しするサービスを開始したところでございます。その詳細でございますが、ジョイフル本田でお買い物をしたレシートを合算しまして、1,000円ごとに割引券100円をお渡しして、のりあいタクシーの運賃に充ててもらえるものとなります。なお、ジョイフル本田荒川沖店敷地内でございます、灯油販売所とジャパンミートは対象外の店舗となります。タクシーに引き続き、さらに日常買い物に支障を来しております70歳以上のひとり暮らしの高齢者向けに買い物支援の送迎バスの運行の計画を進めているとの情報も得ております。いただいた情報によりますと、運行は午前1便、午後1便の一日2便態勢で月曜日から土曜日までの週6日で運行するとのことで、全部で12便、必ず1回市内全域をカバーするとのことでございます。当面先ほど申し上げました70歳以上のひとり暮らし高齢者の内、土浦市社会福祉協議会が実施しております、ひとり暮らし交流会と会食会に参加している方を事業の対象者として、何カ所かの乗車場所を設定して乗車していただく方式で、今のところ10月21日月曜日の事業開始をめぐりに運行ルート等の決定と準備を進めているとのことでございます。説明は以上です。

○福田委員長 質問はありますか。

○下村委員 ジョイフル本田さんの方でいろいろご協力いただいてやってくれるんですが、その後の乗合的な立ち寄りをするとところバス停ではないけれど、タクシー停というのかな、何カ所か止まって、相乗りになっていくというタクシーみたいなやつ、つくば市でもやっていますよね。こういう風にどこか何カ所か、例えば土浦のイオンとか、ジョイフル本田、あるいは医療センターだとか、そういう拠点を作ってやれるように、部長のところでも考えてもらわないとだめだよ。今困っているのは自動車の運転免許証を自主返納したらのりあいタクシー乗りなさいよとか、その方が安いでしょとかいう人もいますよ。そういうのはお金を持っている人だから、本当に困っている人は、お金持っている持っていないに関わらず、交通手段がないというのは大変なことで、私も一般質問させていただいた時も、荒川沖から医療センターまでという話も。のりあいタクシーってひとまたぎすると1,200円になっちゃうし。ということも含めて何か、先ほど高齢福祉課長から何カ所かに止まりながら、そこに行けばこういうタクシーに乗れますよというのはつくばでもやっていて、私は何番にいますよと言えば何時ぐらいに着きますよと言う、乗りたいと言えば時間の差はありますけど、つくば市でもやっていて。やっぱり交通手段のない地域というのかな。空白地域みたいな。私たちも選挙という洗礼を受けるとき全市内を回るんですけど、一番ひどいという所はつくばとの境界であったり。本当に中心市街地ばかり良くなるのよ。ここで言ってもしょうが無いけど。

なんとかそういったことも含めて、もう一つプラスで考えて欲しいなど。よろしくお願ひします。

○川村保健福祉部長 その点はコミュニティー交通部門にも伝えておきたいと思ひます。

○福田委員長 ありがとうございます。その他報告はございますか。

○塚本健康増進課長 私の方から、3件報告がござひます。まず、1点目でございますが、6月議会の事前委員会でもご説明をいたしました、フッ化物洗口のモデル事業のその後について、でございます。8月1日に公立保育所長、そして8月6日に民間の保育園、認定こども園等の施設長を対象に説明会を行いました。説明会を経まして、各施設の実施希望調査を行いましたところ、公立保育所で7箇所、民間保育園と認定こども園で8箇所、合わせて15施設で実施の希望がございました。今後の予定でございますが、各施設へ出向きまして、施設職員に対する説明会を行ってまいりたいと考えてござひまして、現在日程の調整中でございます。各施設での説明会の後に、改めて保護者の方に対しましてフッ化物洗口の実施希望調査を行った上で進めていく予定でございます。2点目でございますが、筑波大学へ設置してあります寄附講座についてでございます。第2期といたしまして平成29年4月1日にスタートをいたしまして、令和4年3月31日までの5年間寄附を行うこととし、引き続き霞ヶ浦医療センター内に寄附講座の拠点となる「土浦市地域臨床教育センター」を置き、実診療を通じて本市を中心とした県南地域の地域医療の確保と指導体制の構築に関する研究及び教育等の成果の普及を行うとしたところでございます。担当する教員につきましては、教授3名、講師2名の5名体制で平成29年度、平成30年度進めてまいりましたけれども、本年4月から講師が1名不在となりまして、教授3名、講師1名の計4名体制となっております。このため、筑波大学と霞ヶ浦医療センターに対しまして、早急に協議の上、欠員を補充するよう伝えてござひまして、両方で希望する診療科目等、協議は行っているようではござひますが、適任者が見つからないということで、今日に至っている状況でございます。寄附講座の各年度の寄附の額につきましては、寄附講座の設置に関する協定によりまして、年額7,700万円と定めておりますが、この1名不在の期間につきましては、減額して寄附することになりますので、よろしくお願ひいたします。なお、報告につきまして、4月のものが遅れまして大変申し訳ござひませんでした。3点目は、お配りいたしました、こちらの青いチラシの方でございます。恒例となっております「土浦市健康まつり」についてでございます。お配りいたしましたチラシをご覧頂きたいと存じますが、第34回土浦市健康まつりを、10月の20日、日曜日、午前10時から午後3時まで、土浦市保健センター及び霞ヶ浦医療センターを会場といたしまして開催いたします。なお、当日は、9時20分から10時まで、開場式典を行いたいと考えてござひまして、その開場式典の中で、よい歯の親子の表彰、それから献血協力者に対する表彰を行う予定でございます。また、文教厚生委員の皆様方には、この開場式典にご出席をいただきたく、後ほどご案内を差し上げる予定でございますので、ご出席の方、よろしくお願ひいたします。報告につきまして

は、以上3点でございます。

○**福田委員長** 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** その他何か執行部からありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

○**下村委員** 指導課にお尋ねしたいことがあります。最近、ながら見守りというお話を聞き、地区長さんへお願い文を出したと思います。そのことについて、地区長さんの中で、ながら見守りをやる下校時間がはっきりわからないので、防災無線で下校時間のお知らせをしたらどうだという話が三中地区で上がっております。事例があって、牛久市の方では下校時間を防災無線で知らせている。そのことについてもし現段階でどんな風に考えられるか、今後どのようにしていくかお話を伺えればお願いしたいんですけど。

○**中山指導課長** 6月の議会の折に地域を挙げて子どもを見守る体制づくりについてという一般質問をいただきました。その折に各地区長様宛に今議員からご紹介いただきました子どもたちの見守りについてというご依頼文をご郵送させていただきました。ご依頼文の詳しい内容と致しましては、新潟市で起きた下校中の事件、それから川崎市で起きました事件を記載いたしまして、本市におきましてはこのような大きな事件は現段階では発生しておりませんが、教育委員会と致しましても今後学校と連携を取りながら、そして保護者や地域の皆様方からご協力をいただきながら子どもたちの登下校に関しての安全対策を強化していきたいと思っております。しかしながらさらなる強化を図るためには、地域の方々にさらなるご理解ご協力をいただき、そして、いわゆる登下校の時間を意識して散歩などをしていただく、いわゆるながら見守りなどのご協力を、各町内会自治会で集会の折に、区長様から呼びかけていただければというお手紙を各地区長様宛に郵送させていただいたところでございます。この登下校の事件の後は全国的にも多発しているということもございまして、文部科学省でも登下校防犯プランというのを策定しておりまして、その中で気軽に実施できるながら見守りなどの推進という項目がございまして、その項目を基に本市におきましても地域の方々にながら見守りをさせていただいて、子ども達を安全安心に学校から送り返す、また学校に送り届けるという目的で各地区長様に御依頼文をお送りいたしました。下村委員から今ご紹介いただきました牛久市の取り組みや、他市町村の取り組みなど、これから調査をして、内容をよく精査いたしまして行きたいと考えております。また関係各課、特に危機管理室と詳細な打ち合わせを行いながら、今後も下校時刻の防災無線でのご案内ができるかどうかということも含めまして、これから調査や検討をして参りたいと考えておりますので、今後もご支援をいただければと思います。

○**下村委員** 2015子どもプランが来年度改定になるわけだけど、そういったことで地域と学校は連携していかなくてはいけないとか、そういったことも関係していく

ので、プランの中に地域との連携というのが必ず入ってきているわけですから、どのように地域と連携していくのかというのは縦割り行政ではできないこともございますから、よく連携をしていただきまして、打ち合わせをしてこどもプランにも盛り込まれるような体制にさせていただきたいと思っておりますので、ながら見守りも大変有効なものですから、これをもっともっと推進していく、あるいは地域の地区長にお願いして町内会の体制を整えてもらうといったことに繋がるようにいければと思いますから、皆様も一緒に頑張れるようにやれることはやっていくと。よろしく願います。

○塚原委員 明後日から水球が始まりますけど、二高とか駐車場は大丈夫なのでしょうか。

○北島国体推進課長 駐車場については二高の校内にご用意させていただいております。正門から入らずに、正門から駅側に道が走っているのですが、そちらから入った所にそちらから進入していただきまして、仮にそこがいっぱいだった場合には、川沿いに出ていただいて新川沿いにも空き地を借りておりますので十分駐車スペースを用意してございます。

○矢口副委員長 水球の件で、地元の男子・女子チームが出る時間はわかりますか。

○北島国体推進課長 戻らないと資料がないものですから後ほど。

○目黒委員 同じ国体で野球の開会式とかは特には設けていないのですか。

○北島国体推進課長 特別競技の高校軟式野球については、土浦市が全試合・全競技会場になるものですから、簡単な開始式といえますか、全チームを集めてというものではなくて、第一試合の2チームに参加をいただきまして、競技役員の方がちょっと前に出ていただいて始球式をやっていただく程度の開始のセレモニーはございます。正式競技の軟式野球については、六カ所の市の共催競技でございますから、これについては開始式の予定はございません。笠間の方が本球場になりました。

○奥谷委員 国体に関しまして私も興味があるので、市内で行われる水球のスケジュールがわかれば、委員全員にお配りしていただき、応援に行きたいと思っております。

○北島国体推進課長 後ほどお配りいたします。

○福田委員長 はい、それでは執行部はご退室していただいて結構です。

(執行部退席)

○福田委員長 それでは次に、各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市民生委員推薦会委員についてをお願いします。2名の選出となります。いかがいたしますか？

○鈴木委員 改選したばかりですよ。

○福田委員長 では継続ということで。

【「異議なし」と声あり】

○福田委員長 再任ということでよろしく願います。それでは長時間に渡りご苦労様でした。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。